

水産資源保護法施行規則第1条第1項ただし書の許可申請について

水産資源保護法施行規則第1条第1項ただし書の規定による許可の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

- (1) 申請者の住所、氏名及び職業（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業）
- (2) 採捕をしようとする個体に係る次に掲げる事項
 - ア 種名
 - イ 卵を採捕しようとする場合にあっては、その旨
 - ウ 数量
- (3) 採捕をする目的
- (4) 採捕をする区域及び該当区域の状況
- (5) 採捕の方法
- (6) 採捕をした個体の輸送方法
- (7) 採捕をしようとする期間
- (8) 採捕をした個体を飼養栽培しようとする場合にあっては、その場所の所在地、飼養栽培施設の規模及びその構造並びに飼養栽培の取扱者の住所、氏名、職業及び飼養栽培に関する経歴